

議案第 25 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 44 条—第 50 条）」を「第 5 章
第 6 章
事業所内保育事業（第 44 条—第 50 条）
雑則（第 51 条）」に改める。

第 31 条第 3 項、第 33 条第 3 項、第 46 条第 3 項及び第 49 条第 3 項中「又
は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、家庭的保育事業者等が行う事業に係る諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとする改正をしたいので提出する。